

地方公共団体等と連携して申請すると

# テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

熊本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占有許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占有期間について、令和2年11月30日までとしていたところですが、このたびは**令和3年3月31日**まで延長することとしました。



イメージ（佐賀県より提供）

## 今回の緊急措置のポイント

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p><b>内容</b></p>   | <p>①新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること<br/>                 ②「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること<br/>                 ③テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること<br/>                 ④施設付近の清掃等にご協力いただけること</p> |
| <p><b>主体</b></p>   | <p>地方公共団体又は関係団体※1による一括占有※2<br/>                 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など<br/>                 ※2 個別店舗ごとの申請はできません。<br/>                 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。</p>  |
| <p><b>場所</b></p>   | <p>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所<br/>                 ※歩道上においては、交通量が多い場所は<u>3.5m以上</u>、その他の場所は<u>2m以上</u>の歩行空間の確保が必要です。<br/>                 ※沿道店舗前の道路にも設置可能です。</p>   |
| <p><b>占用料</b></p>  | <p><b>免除</b>（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）</p>   |
| <p><b>占用期間</b></p> | <p><b>令和3年3月31日まで</b>（令和2年11月30日までを延長）</p>  |

【お問合せ先】

宇城地域振興局維持管理調整課 : 0964-32-2110  
 上益城地域振興局維持管理調整課 : 0967-72-1102  
 県北広域本部維持管理課 : 0968-25-2167  
 玉名地域振興局維持管理調整課 : 0968-74-2143  
 鹿本地域振興局維持管理調整課 : 0968-44-5152

阿蘇地域振興局維持管理調整課 : 0967-22-1118  
 県南広域本部維持管理課 : 0965-33-4166  
 芦北地域振興局維持管理調整課 : 0966-82-2530  
 球磨地域振興局維持管理調整課 : 0966-24-4119  
 天草広域本部維持管理課 : 0969-22-4672